

新型コロナウイルス
感染症に関する

経営相談窓口
隠岐の島町商工会

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内



令和2年2月14日お取扱い開始

令和2年3月17日お取扱い開始

売上高の減少といった数値要件にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方にご利用いただけます。

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」を受けて創設された融資制度です。売上高が一定程度減少している方にご利用いただけます。

	セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)	創設 新型コロナウイルス感染症特別貸付
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高
資金のお使いみち	経営基盤強化のために必要な運転資金および企業維持上緊急に必要な設備資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	4,800万円	別枠 6,000万円
利率(年) (注1)	2.16%	3,000万円以内 当初3年間:0.46%、3年経過後:1.36% 3,000万円超 1.36%
ご返済期間 〈据置期間〉	設備資金:15年以内 〈うち3年以内〉 運転資金:8年以内 〈うち3年以内〉	設備資金:20年以内 〈うち5年以内〉 運転資金:15年以内 〈うち5年以内〉

(注1) 令和2年3月17日時点で適用される利率です(無担保・ご返済期間5年の場合)。

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、創設する特別貸付の要件に該当する場合は遡及適用が可能です。

新型コロナウイルス経営相談窓口：隠岐の島町商工会